

甲州教総357号
令和5年7月10日

各小中学校
学校長 様

甲州市教育委員会
教育長 小林俊彦

「夏季休業中の課題等について生成AIの利用に関する留意点」について（通知）

令和5年7月4日 文部科学省 初等中等教育局の「初等中等教育段階における 生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」と令和5年7月7日山梨県教育委員会より「生成AIの利用に関する基本的な考え方と活用にあたっての主な留意点」を受けて、甲州市においても、それらに準じ、ガイドラインの検討を図っています。

甲州市としても基本的な考え方としては、「生成AIを教育における新しいツールの1つとして捉え、必要な情報リテラシー等情報活用能力の習熟を進めていく。その上で授業や学校の働き方等教育現場における活用を試行していく」という捉えです。

留意点として、利用規約の遵守（児童生徒用1人1台端末では利用制限）はもとより、事前に生成AIの性質やメリット・デメリット、個人情報やプライバシーに関する情報、機密情報を入力しない指導、生成AIに全てを委ねるのではなく自己の判断や考えが重要であることを十分に理解させることや、発達の段階や子供の実態を踏まえ、利用することの指導が求められます。

差し当たり、夏季休業前に課題等について生成AIの利用に関する留意点を必要に応じて児童生徒・保護者への周知をお願いします。

甲州市教育委員会教育総務課
指導主事 那須 栄樹
TEL : 0553-32-1412
mail : shidousyuji@city.koshu.lg.jp

- 甲州市の児童生徒用1人1台端末では、Bard等の生成AIは、利用制限により使用できない。教師用端末では、Bardの利用は可能である。授業や校務で活用し、有効な場面を検証する。
- 「学校外で児童生徒が1人1台端末以外の端末で生成AIを活用する場合の留意点」について
 - ・夏季休業前に留意事項を必要に応じて児童生徒に下記の内容を指導する。

長期休業中の課題等について(文章作成に関わるもの)

□ 従前から行われてきたような形で、読書感想文や日記、レポート等を課題として課す場合、外部のコンクールへの応募などを推奨したり、課題として課したりする場合には、次のような留意事項が考えられる。

- ① AIの利用を想定していないコンクールの作品やレポートなどについて、生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出することは評価基準や応募規約によっては不適切又は不正な行為に当たること、活動を通じた学びが得られず、自分のためにならないこと等について十分に指導する（保護者に対しても、生成AIの不適切な使用が行われないう周知し理解を得ることが必要）。
- ② その上で、単にレポートなどの課題を出すのではなく、例えば、自分自身の経験を踏まえた記述になっているか、レポートの前提となる学習活動を踏まえた記述となっているか、事実関係に誤りがないか等、レポートなどを評価する際の視点を予め設定することも考えられる。
- ③ 仮に提出された課題をその後の学習評価に反映させる場合は、例えば、クラス全体又はグループ単位等での口頭発表の機会を設けるなど、まとめた内容が十分理解され、自分のものになっているか等を確認する活動を設定する等の工夫も考えられる。

- ① 課題研究等の過程で、自らが作成したレポートの素案に足りない観点などを補充するために生成AIを活用させることも考えられる。その際、情報の真偽を確かめること（いわゆるファクトチェック）を求めるとともに、最終的な成果物については、AIとのやりとりの過程を参考資料として添付させることや、引用・参考文献などを明示させることも一案である。
- ② 自らの作った文章を基に生成AIに修正させたものを「たたき台」として、何度も自分で推敲し、より良い自分らしい文章として整えた過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出させることも考えられる。

※ AIを用いた際には、生成AIツールの名称、入力した指示文(プロンプト)や応答、日付などを明記させることが考えられる。

※利用規約：ChatGPT…13歳以上、18歳未満は保護者同意 Bing Chat…成年、未成年は保護者同意 Bard…18歳以上
 利用規約より児童は、利用できない（Bingだけは保護者の同意が必要）。生徒は、保護者の同意がなければ利用できない。
 児童生徒用1人1台端末では、いずれも利用できない。

	ChatGPT	Bing Chat	Bard
提供主体	OpenAI	Microsoft	Google
利用規約上の年齢制限	13歳以上 18歳未満の場合は保護者同意	成年であること 未成年の場合は保護者同意	18歳以上

「初等中等教育段階における 生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」より

- ・「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」の作成について（通知）（5 文科初第758号）
https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_shuukyo02-000003278_003.pdf
- ・夏季休業中は、児童生徒用の1人1台端末の持ち帰りが基本です。「はじめよう！これからの家庭学習」等のICT端末を活用した取組も各校で行われることと思います。「ふるさと山梨」等の自由研究もICT端末の活用が期待されます。夏季休業中だけは、昨年度と同様に家庭用プリンターとも接続可能となりますので、紙面での課題提出には有効です。夏季休業中はICT端末の管理は保護者となります。故障や紛失等がないようにICT持ち帰りのルールを再度、児童生徒へ指導することと保護者に、確認・ご理解していただけるようお願いいたします。